

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、曾爾村長から次のとおり公共測量を実施することについて通知が
ありました。

令和五年九月一日

奈良県知事 山下 真

- 一 測量の目的 公共測量（数値地形図データ作成）
- 二 測量の地域 曾爾村全域
- 三 測量の期間 令和五年七月十一日から令和六年二月二十九日まで